



国際理解と黒人差別

福岡西中学校2年(当時)

足立茉優

私は国際理解と黒人差別について、くわしく知りたいと思います、調べてみました。その中で、学び、考えたことを二つ挙げたいと思います。

一つ目は世界の識字率についてです。識字率とは「読み書きができる人の割合」です。ユニセフの調べによれば、二〇一一年から二〇一六年の成人の識字率は、世界平均が七十八パーセントです。一方、後発開発途上国だけで見ると、六十三パーセントまで低下します。後発開発途上国とは、開発途上国でも特に開発が遅れている四十七カ国を指します。

特に識字率が低い国は、ニジェール、チャドなどです。しかし、ベトナムのディエンビエン州のように、自治体の

識字率が低い場合もあります。なぜ読み書きができないのでしょうか。学校が近くにない、教育の質が悪い、などの理由があります。読み書きができないと仕事を選ぶことができなかったり、薬の説明や注意書きを正しく読めなかったり、

この問題を少しでも解決するために、私たちにできることは何でしょう。使わない文房具等を海外に寄贈したり、駅などで行っている募金活動に協力することだと、私は思います。

二つ目は人権差別です。差別が起こる原因は何でしょう。原因の一つは「偏見」です。ある集団に属する人に対して特定の性格などを持っていると見なしたり、信じたりする「固定観念」があります。それに好感、嫌悪といった感情を伴ったものが「偏見」です。他者への「敬意」不足や「偏見」が差別を作り出してしま

うのです。もう一つの原因は肌の色です。アメリカでは奴隷制がはじまって以来、黒人は白人による差別や迫害の対象になってきました。肌の色を理由にした差別は、現代でも深刻な社会問題となっています。その例を挙げます。

BLM (Black Lives Matter)、ブラック・ライブス・マター運動はアフリカ系アメリカ人に対する警察の残虐行為をきっかけに、アメリカで始まった人種差別抗議運動のことです。二〇一二年二月、フロリダ州で暮らす高校生のトレイボン・マーティンさんは、アフリカ系アメリカ人でした。フールドをかぶりお菓子を買いに出かけたところ、自警団の男性に不審者とみなされ、射殺されるといふ悲しい事件が起きました。マーティンさんは、武器を持っていなかったにもかかわらず、加害者の正当防衛が主張され、なんと罪が問われませんでした。

この事件に対して、黒人女性たちが立ち上がりました。私は黒人女性の行為はともかく正しいと思うし、人種差別を改善する第一歩だと思います。

BLM運動に関して私たちができることはなんでしょう

か。まずはBLM運動について知ることです。日本にいる自分にも関係のあることだと気づくことも大切です。BLM運動が自分にも関係のあることだと気づいたら、人種差別をテーマにした映像作品を見

るなど、自分の取り組みやすいものからはじめていきま

しょう。差別がなくなり平等な社会にしていくなは、教育が受けられる環境を作ることが、世界における課題です。

最後に、BLM運動とはちがいますが、身近なところにある差別を紹介します。

何気なく発する「〇〇さんはハーフだからきれいだね。」という表現です。自分はほめているつもりかもしれませんが、相手は傷ついているかもしれせん。自分や周囲が発する言葉の裏に見え隠れする「価値観」を見つめて、身の回りにある小さな差別について思いをさせてみてはどうでしょう。



八千種小学校2年(当時) 甘中彩葵



高岡小学校5年(当時) 大杉日菜向

人権標語

ふやそうよ 差別なんかより助け合い
福岡小学校6年(当時)
安積心愛

思いやり だれもがやさしいこのせかい
田原小学校4年(当時)
森元愛結

「いじめてない。」
見て見ぬふりは いじめです
福岡西中学校2年(当時)
森下陽菜

咲かせよう 笑顔の花を世界へと
福岡東中学校3年(当時)
石神七瀬

生活科学 センター だより

鍛えよう、3つの消費者力

気づく・断る・相談する

スーパーで買い物をする、バスに乗る、スマートフォンでオンラインゲームを始める、これらはすべて消費生活です。私たちは、毎日お金を使って消費生活をしています。そして消費生活の中で、さまざまな契約をしています。契約はその内容についてお互いに意思が合致し「申し込み」と「承諾」があれば成立します。商品・サービスが契約内容と違っていても、一方的にやめることはできません。しかし消費者は事業者に比べ情報量、交渉力、資金力などの格差があり、不利な立場にあります。

消費者トラブルは、悪質な事業者が、人をだましたり弱みにつけ込んだりすることによる心理的な要因、高齢や未熟さ・障がい・病気などによ

る属性的な要因、日々のストレス、不安などによる状況的な要因など、消費者の持つ「弱さ」に起因して、起きてしまうことがあります。

★「騙されやすさ」を測る心理チェック！
「自分は大丈夫」と思っていないか？

□自分の周りにあまり悪い人はいないと思う。

□相手に悪いので、人の話を一生懸命聞くほうだ。

□たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う。

□知人から「効いた」「良かった」と聞くとやってみようと思う。

□有名人や肩書のある人の言うことは信用してしまう。

□人からすすめられると断れないほうだ。

□迷惑をかけたくないのが家族にも黙っていることがある。

□身近に相談できる人がいない。

□しっかり者だと思われたい。

※○が多いほど、消費者トラブルにあう危険度が高い傾向にあります。（消費者庁資料より）

消費者トラブルを予防すること、トラブルに遭ったときに適切な対応をすることは、

トラブルや被害の防止につながります。自立した消費活動を行う力が消費者力の基礎は、次の三つです。

①違和感に「気づく力」

②きっぱりと「断る力」

③家族や知人、専門家に「相談する力」

神崎郡消費生活中核センターでは出前講座をとおして、消費者力を鍛え、「だまされない消費者」となるよう支援

そして、困っている誰かに「働きかける力」も必要です。



田原小学校1年(当時) 森本恵美



福崎東中学校3年(当時) 前田美緒

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時
(月曜日は休館日)

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

することに力を入れて取り組んでいます。
「福崎まちづくり出前講座」はもちろん、趣味の会や少人数の集まり等で短時間の講座も実施しています。お気軽にご活用ください。

夏休み親子教室 紙すき教室



牛乳パックでハガキを作ろう！

日時 7月30日(水) 13:30～
場所 生活科学センター
対象 小学生及び保護者(4年生までは必ず保護者同伴で)
講師 福崎町消費者の会
参加費 100円
申込期間 7月20日(日)まで
持参物 筆記用具、水筒、上靴
申し込み先 生活科学センター
☎22-2939 (月曜日休館)

7月は福祉医療費受給者証の更新月です

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。

令和7年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証（緑色）を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、ご自身で破棄してください。（返却の必要はありません。）

※母子家庭等医療費助成制度に該当の人や令和6年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場ほけん年金課で手続きをしてください。

町外に住民票がある 高校生のご家族へ

お子様の住所地で「こども医療費助成受給者証」の交付を受けている場合は、福崎町の受給者証を返却してください。資格喪失届も必要となります。

場合によっては、使用された医療費の返却が必要となりますのでご注意ください。

※郵送可能ですので、事前にお問い合わせください。

令和7年度 福祉医療費助成制度 所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

区 分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 （年金収入80万円（※）以下かつ所得なし）	外 来 8,000円 入院等 15,000円
区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円（※）以下であり、かつ要介護2以上の人	外 来 12,000円 入院等 35,400円

※収入・所得の基準額については、今後変更の可能性あります。

●重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、
精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人）

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・ 扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の 所得割税額の合計額が235,000円未満

（自立支援医療制度の所得制限基準を準用）

●乳幼児等医療費助成制度・・・所得制限なし
（0歳～小学3年生まで）

●こども医療費助成制度・・・所得制限なし
（小学4年生～高校3年生まで）

●母子家庭等医療費助成制度（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 （扶養義務者）	0	208万円
	1	246万円
	2	284万円
	3	322万円
	4	360万円

（児童扶養手当の所得制限基準を準用）

■公費医療自己負担額助成制度について

高齢期移行者医療以外の福祉医療費受給者が、自立支援医療（更生・育成）・指定難病・小児慢性特定疾病医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは、ほけん年金課 医療年金係までお問い合わせください。

問い合わせ先 ほけん年金課 医療年金係（内線356）

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

令和7年8月から、【 】内の金額が80万9,000円に変わります。

利用者負担段階および対象者		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室（※）	多床室	施設入所	ショート ステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が【80万円】以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が【80万円】超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■上の表に当てはまっても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※65歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

居住費と食費の負担限度額の適用を受けるには、事前に申請が必要です

サービスを利用する前に、介護保険負担限度額認定申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用してください。

※負担軽減の有効期間は、毎年8月1日（新規認定の場合は申請月の初日）から7月31日までです。

※認定を受けている方には、毎年6月中旬に更新のご案内をお送りしています。

【申請時に必要な書類】

本人及び配偶者の「預貯金通帳・有価証券・借用証書などの現在の残高が分かる書類」の写し

※預貯金通帳は、口座番号が分かるページと、最新の残高（2か月以内）の分かるページの写し

※本人および配偶者がお持ちの預貯金口座すべての通帳の写しを添付してください。

松岡五兄弟 柳田國男・松岡家

第82話



松岡家は、明治17年（1884）に辻川から北条（現・加西市北条町）に転居。明治22年には播磨を離れています。松岡兄弟が播磨で過ごした時間は長くはありませんでしたが、兄弟たちや、両親、祖母の足跡は播磨の各地に残っています。

今回は、柳田國男・松岡家と姫路との関わりについて紹介していきます。

まず取り上げたいのは、網干の中川家です。中川家は川辺（現・市川町）に居住し、医師・学者を輩出した家で、ここから分家したのが網干中川家です。同家の初代は中川主水という人物で、その子どもは後に辻川の松岡家の婿養子となりました。これが松岡兄弟の祖父・至です。

〜福崎の身近にある歴史を掘り起こそう〜

柳田國男・松岡家と播磨の縁 — 姫路編 —

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

また至の兄の子に中川淡齋という人物がいます。医師・蘭学者であった緒方洪庵に師事し、自らもオランダ人から学ぶために長崎に行き、眼科に関する著書も残しています。

至は松岡家と折り合いが悪く、やがて離縁されて同家を去ります。とはいえ、松岡家と至の実家である網干中川家の交流は続いており、至の息子で、松岡兄弟の父・操は、いとこの中川淡齋と面会し、漢詩を詠んでいます。

その操ですが、将来有望な若者として、また優秀な学者として、姫路の各学問所で学んだり、教鞭を執ったりしています。操は幼い頃から漢籍を中心とした厳しい教育を受け、やがてその才が認められて、一介の農民の出身ながら、姫路藩家老の河合寸翁が設立した学問所・仁寿山黌、次いで姫路藩の藩校・好古堂で学ぶことを許されました。しかし優秀な成績を修めながらも、素行不良が重なり、退校処分

となります。

失意の操はその後しばらく辻川で医業を営んでいましたが、文久3年（1863）に、姫路藩が設置した、町人の子弟を対象とした郷学、熊川舎の舎監として迎え入れることになり、再び姫路に移住しました。やがて熊川舎も明治3年（1870）に閉校となり、その後は短い期間ながら、林田藩（現・姫路市林田町付近）の藩校・敬業館に迎えられています。



林田の敬業館

操の妻で、松岡兄弟の偉大な母であるたけも、結婚する前に数年間、姫路藩の高須という家老の家に奉公に出ていたそう（『故郷七十年』「母の兄妹」）。操と共に過ごした熊川舎時代も含めて、しばらく姫路で暮らした経験があるようです。

また、松岡兄弟のうち、長兄の松岡鼎は、明治の新しい教育制度のもとで正規の学校教員となるべく、飾磨県師範学校で学びました。

そして三男の泰蔵は、操が熊川舎の舎監であった頃に生まれています。泰蔵は後に井上家の養子となり、井上通泰と名乗り、明治24年に帝国大学医科大学を卒業して眼科医となります。その後、明治26年から28年まで、姫路病院（現在の姫路赤十字病院）の副院長を務めています。

ちょうどこの頃、國男は第一高等学校の試験に合格しました。通泰は國男に旅費を渡し、海軍兵学校の入学準備のために京都に下宿していた静雄も呼び寄せて、数日、通泰の自宅で兄弟水入らずの時間を過ごしたそうです。（『故郷七十年』「姫路時代」）

ところで、國男自身は姫路で暮らした経験はありませんが、父の操などから姫路にまつわる様々な話を聞いていたといえます。その中のひとつに、姫路城の松の木に巣を作っていた、仲睦まじい鶴の番の悲しい別離の話がありました。病氣となった雌鶴のため、雄鶴が朝鮮人参を手に入れて帰ってきたものの、長らく巣から離れていた間に雌鶴は死んでおり、雄鶴は悲痛な声で啼いた、という話です。この話を聞かされた國男は感動して歌を詠み、その歌が褒められたことがきっかけで、この話をもとに、自分で初めて物語を作ったと語っています（『故郷七十年』「最初の文章」）。

國男はこうした話をたくさん聞かされたといえます。國男自身はこれ以外の話を書き残していませんが、もしかしたら、國男が聞いた話の中には、現在には伝わっていない、姫路や姫路城にまつわる逸話があったのかもしれない。